

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆規 則 国民体育大会準備局設置規則
- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

規 則

国民体育大会準備局設置規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八号

国民体育大会準備局設置規則

(設置)

第一条 第四十回国民体育大会の準備に関する事務を処理させるため、鳥

取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第三条の規定に基づき、本庁に国民体育大会準備局(以下「国体準備局」という。)を置く。

(組織)

第二条 国体準備局に、総務課、調整課及び競技式典課を置く。

(分掌事務)

第三条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総 務 課

- 一 総合企画及び総合調整に関すること。
- 二 広報及び県民運動に関すること。
- 三 国体準備委員会に関すること。
- 四 予算経理及び庶務に関すること。
- 五 その他他課の主管に属しないこと。

調 整 課

- 一 国体関係施設に関すること。
- 二 宿泊及び衛生に関すること。
- 三 輸送及び交通に関すること。

競 技 式 典 課

- 一 競技運営に関すること。
- 二 式典及び演技に関すること。

(職制)

第四条 国体準備局に、局長、課長、課長補佐及び主幹を置く。

2 局長は、知事の命を受け、国体準備局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 主幹は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。

(事務分担)

第五条 職員の事務分担は、課長が定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、国体準備局に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(他の規則の適用)

2 国体準備局の分掌事務に係る鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)及び鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の適用については、これらの規則の規定中「部長」とあるのは「局長」と、「部」とあるのは「局」とする。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

3 鳥取県文書管理規則の一部を次のように改正する。

別表第一中「営繕課 営」を
 「営繕課
 国民体育大会準備局
 総務課 国総
 調整課 国調
 競技式典課 国競」
 に改める。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

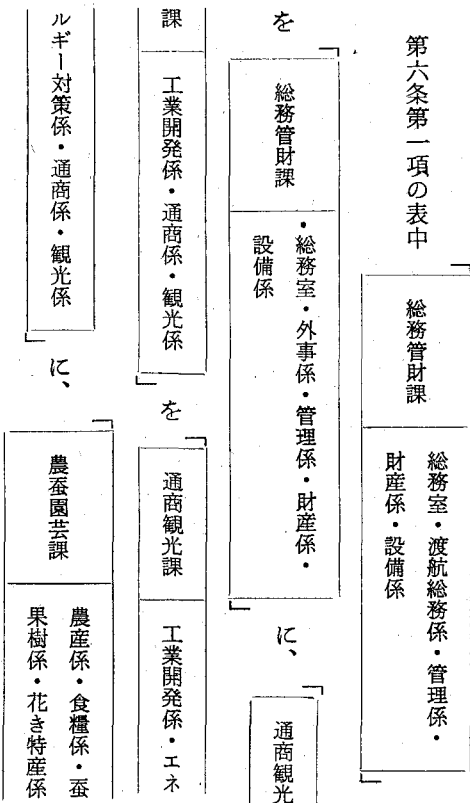
鳥取県規則第九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五百五十六条の十・第五百五十六条の十一)」を「(第五百五十六条の十一・第五百五十六条の十二)」に、「(第五百五十六条の十二・第五百五十六条の十三)」を「(第五百五十六条の十三・第五百五十六条の十四)」に、「(第五百五十六条の十四)」を「(第五百五十六条の十五)」に改める。

第六条第一項の表中



業係・蘭糸係・野菜係

を

農蚕園芸課

農産係・食糧係・蚕糸係・果樹係・花き特産係・野菜係

に、

耕地課

管理係・指導係・換地係・企画係・水利防災係

を

ほ場整備係・農道係・総合整備室

に、

都

耕地課

管理係・企画係・調査係・水利防災係・開発係

農村整備課

換地係・ほ場整備係・総合整備係

に、

都

市開発課

管理係・企画係・建設係

を

都市開発課

管理係・企画係

・換地係・建設係

に改め、同条第二項中「、農林水産部耕地課総合整備

室に総合整備係及び調査係を」を削る。

第九条の二土地対策課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 不動産鑑定業に関すること。

第十条県民生活課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条通商観光課の項中第十一号を第十四号とし、第七号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七 エネルギーの総合対策に関すること。

八 ローカル・エネルギーに関すること。

九 石油製品の需給対策に関すること。

第十二条耕地課の項第一号中「関すること」の下に「(農村整備課の主管に属するものを除く。）」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第十二条耕地課の項の次に農村整備課の項として次のように加える。

農村整備課

一 土地改良事業(ほ場整備事業、農村総合整備事業及び土地改良総合整備事業に限る。)の実施並びに指導及び助成に関すること。

二 土地改良事業の認可に関すること。

三 土地改良区に関すること。

四 土地改良事業に係る換地に関すること。

五 土地改良事業に要する資金に関すること。

第十三条管理課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条の表中

鳥取県浜村保健所

運営協議会

及び

鳥取県浜村保健所

結核診査協議会

を

削る。

第四十五条の二の表を次のように改める。

名	称	位	置
鳥取県立鹿野	かちみ園		
鳥取県立鹿野	第二かちみ園		
		気高郡鹿野町	

鳥取県立西部やまと園

西伯郡西伯町

第七十二条の表鳥取県鳥取保健所の項中

鳥取市及び岩美郡

を

鳥取市、岩美郡
及び気高郡

に改め、同表鳥取県浜村保健所の項を削る。

第七十三条第一項の表鳥取県鳥取保健所の項中

試験検査室

細菌検

査係・理化学検査係

を

試験検査室

細菌検査係・理化学検査係

分室

に

改め、同表鳥取県浜村保健所の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 鳥取県鳥取保健所の分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県鳥取保健所浜村分室		気高郡気高町	

第八十六条の表鳥取県鳥取優生保護相談所の項中

鳥取市及び岩美郡

鳥取市、岩美郡及び
気高郡

に改め、同表鳥取県浜村優生保護相談所の項

を削る。

第一百二条中「第十五条第一項」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第一百七条第一項の表鳥取県八頭地方農林振興局の項中

耕地課

管理
県営

係・団体営係・県営第一係・
第二係

を

耕地課

管理係・団体営係・県営第一
営第二係・県営第三係

係・県

に改める。

第一百四十一条の表を次のように改める。

名	称	位	置
鳥取県蚕業指導所		米子市	

第一百四十二条の七中「県営係」を「県営第一係、県営第二係」に改める。

第一百四十三条の表中

鳥取市

を

八頭郡河原町

に改める。

第一百四十五条中「及び育種科」を「育種科及び保護科」に改める。

第一百五十六条の八の表鳥取県鳥取都市開発事務所の項を削る。

第一百五十六条の九第一項を次のように改める。

都市開発事務所に総務課、換地課及び補償課を置く。

第五百五十六条の九第二項換地課の項第二号中「(鳥取都市開発事務所を除く。次号において同じ。)」を削り、同項事業課の項を削る。

第五百五十六条の十一に次の五号を加える。

三 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関する事。

四 工事に係る損害賠償及び補償に関する事。

五 不動産の登記に関する事。

六 港湾及び港湾区域内の海岸の管理に関する事。

七 庶務に関する事。

第四節第六節第五款中第五百五十六条の十四を第五百五十六条の十五とし、第五百五十六条の十三を第五百五十六条の十四とし、第五百五十六条の十二を第五百五十六条の十三とし、同節第四款中第五百五十六条の十一の次に次の一条を加える。

(内部組織)

第五百五十六条の十二 港湾事務所に管理係及び工務係を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第四十五条の二及び第四百三十三条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

2 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「耕地課 耕」を「耕地課 耕」「農村整備課 農整」に改める。

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表中

一人月額	二八、〇八〇円
一人月額	二九、五八〇円
一人月額	三一、〇八〇円
一人月額	二七、〇八〇円
一人月額	二八、五八〇円
一人月額	三〇、〇八〇円
一人月額	二九、〇八〇円
一人月額	三〇、五八〇円
一人月額	三一、〇八〇円

を

一人月額	三〇、二七〇円
一人月額	三一、七七〇円
一人月額	三三、二七〇円
一人月額	二九、二七〇円
一人月額	三〇、七七〇円
一人月額	三一、二七〇円
一人月額	三二、二七〇円
一人月額	三三、七七〇円
一人月額	三四、二七〇円

に改める。

別表の備考の2中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に改める。

附則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

一人月額	二八、〇八〇円
一人月額	二九、五八〇円
一人月額	三一、〇八〇円

一人月額	三〇、二七〇円
一人月額	三一、七七〇円
一人月額	三三、二七〇円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】